

令和7年度第1期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した令和7年度第1期定期監査等について、同条第9項及び10項の規定により結果に関する報告及びその意見を以下のとおり提出します。

藤沢市監査委員	中川 隆
同	岸本 寛之
同	石井 世悟
同	友田 宗也

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2025年（令和7年）9月2日から同年10月31日まで

2 監査の種類及び対象

(1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

環境部、都市整備部

(2) 同条第7項に基づく指定管理者監査

一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメント（藤沢市藤沢駅前広場に係る指定管理者の業務について）、公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市緑化事業協同組合グループ（藤沢市立新林公園ほか24公園に係る指定管理者の業務について）、横浜植木株式会社（長久保公園及び遠藤笹窪谷公園に係る指定管理者の業務について）

3 監査の範囲

主として、令和7年度（2025年4月1日から2025年7月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び指定管理者が所管する指定管理業務に係る出納その他の事務

4 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は適切に行われているか。
- (5) 最小の経費で最大の効果を挙げるようにして、組織の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。
- (3) 必要に応じて施設等を視察した。

なお、環境施設課の現地調査のうちリサイクルプラザ藤沢については、2025年9月4日に発生した火災の影響により実施できず、また、事故調査報告書が調査時点では、未発表であるため、問題点、意見・要望の対象外とした。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類の調査、施設等を視察した結果、おおむね適正に執行され、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、組織の合理化に努めていると認められたが、事務の一部に改善すべき点及び検討を要する点が見受けられた。改善すべき点については留意し、適正に事務が執行されるように努められたい。また、検討を要する点については、意見として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 指摘事項

- (1) 定期監査
 - ア 委託料の執行

(ア) 施設の利用料金について、指定管理者に承認を行っていないものがある。 (都市整備部藤沢駅周辺地区整備担当)

・藤沢市藤沢駅前広場管理運営業務

藤沢市藤沢駅前広場に係る利用料金の額は、藤沢市藤沢駅前広場条例別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額となっている。しかしながら、利用料金について、指定管理者から事前に承認申請がなく、承認手続きを行っていない。

(2) 指定管理者監査

ア 施設の利用料金について、市の承認を得ていないものがある。 (藤沢市藤沢駅前広場に係る指定管理者の業務 (一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメント))

藤沢市藤沢駅前広場等の使用に係る利用料金の額は、藤沢市藤沢駅前広場条例別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ藤沢市の承認を得て、指定管理者が定める額となっている。しかしながら、利用料金について、市への承認申請を行っておらず、市の承認を得ていない。

2 意見・要望

(1) 行政財産の所管課と管理者の統一について (都市整備部みどり保全課)

西俣野緑地は、公園課の行政財産であるが、みどり保全課が管理しているなど、土地の所管課と管理する担当課が異なる緑地が複数ある。

特段の理由がない場合は、土地の所管課と管理する担当課が一致することが望ましいので、統一について検討されたい。

以上

指摘事項 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの